

各 警 察 署 長 殿

生活安全部少年課長

「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）

「JKビジネス」問題については、平成29年5月19日、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議において、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」を決定し、政府一体となってこれに基づく対策を推進しているところであるが、各署にあつては、引き続き関係機関等と連携の上、「JKビジネス」に関連して生ずる諸問題に対して下記の対策を推進されたい。

記

1 更なる実態把握

現在県内で確認はされていないものの、児童の性に着目した新たな形態の営業である「JKビジネス」は、形式上は法令を遵守した営業形態を取りながら実際には児童に性的な行為をさせる、次々とその形態を変えるなどして法令の規制や警察の取締りを回避している状況がうかがわれるほか、新たな営業形態の出現も懸念される。

また、営業所を設けない無店舗型の営業は店舗型の営業に比べ実態把握が難しく、児童の性被害の温床となることが懸念されることから、店舗型の営業だけでなく無店舗型の営業についても積極的に実態把握を行うことが重要である。

このため、各種警察活動を通じ、これまで未把握の営業所、事務所、受付所等（以下「営業所」という。）や新たな営業形態により児童の性を売り物としている営業の発見に努めること。

2 取締り等の強化

(1) 各種法令を適用した厳正な取締りの推進

警察による取締りを回避して「JKビジネス」に関連する違法行為を行う未把握の営業所等で、児童を密かに稼働させるなどの違法行為が行われるおそれがあることに鑑み、各種警察活動や実態把握を通じて違法行為の端緒の入手に努め、端緒情報を得た際には、労働基準法、児童福祉法等の各種法令を適用した厳正な取締りを推進すること。

(2) 関係法令に基づく積極的な立入調査の実施

「JKビジネス」の営業所等及びその疑いのある営業所等に対して、関係法令に基づく積極的な立入調査を実施すること。

(3) 「JKビジネス」稼働児童等に対する街頭補導等の実施

「JKビジネス」に関連する犯罪被害を防止するため、街頭補導を積極的に実施し、「JKビジネス」で稼働している児童を発見した場合には少年課に即報するとともに早期保護を図ること。

3 教育・啓発の強化

(1) 集中月間の設定

政府において、当分の間、毎年4月を集中月間と位置付けていることから、毎年4月中は、特に関係機関等と連携の上、「JKビジネス」の被害を防止するための取組を集中的に実施すること。

(2) 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等を活用した被害防止活動の推進

青少年の非行・被害防止全国強調月間（毎年7月）や子供・若者育成支援強調月間（毎年11月）、女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～同月25日）等の関係する月間等の機会を活用し、引き続き、「JKビジネス」の被害防止を図るための具体的な取組を実施すること。

(3) 学校等における被害防止教育等の推進

教育委員会や学校等の関係機関・団体と連携し、学校等におけるイベントやオリエンテーションなどの様々な機会を捉えて、「JKビジネス」の被害を防止するための着眼点や被害事例等について、児童やその保護者等に対する被害防止教育や広報啓発を実施すること。

特に、進学・進級、夏季休暇等長期の休みの時期は、児童の生活環境が大きく変わり、「JKビジネス」の被害に遭うリスクが高まることが予想されるので、適宜の時期を捉えた被害防止教育等を積極的に実施すること。

(4) 各種広報媒体を活用した被害防止の広報啓発の推進

街頭掲示板、都道府県警察のホームページ、電子メール（やまがた110ネットワーク）、ミニ広報紙、防犯だより、自治体の広報誌、テレビ・ラジオ、ポスター、リーフレット等各種広報媒体を活用し、「JKビジネス」問題に対する警察の取組及び相談窓口について広報するなど被害防止のための広報啓発を推進すること。

4 相談体制の充実

(1) 警察の相談窓口の周知活動

警察相談専用電話「#9110」や、警察署、交番等の警察の各種相談窓口について、学校等における被害防止教育・啓発の機会や、警察のホームページを始めとした様々な媒体を活用し、「JKビジネス」に係る相談を24時間受け付けていることや、プライバシーが守られていることについて、積極的に周知すること。

(2) 「JKビジネス」に関する相談受理時の留意事項

「JKビジネス」に関連する被害に係る相談者等からの事情聴取が、性的プライバシーに関するものを含むものであるという特徴に十分配慮し、聴取の方法、時間、場所等について配慮するとともに、女性警察官等の適任者に対応させる、女性警察職員を立ち合わせるなど、相談がしやすい環境整備に努めること。

5 保護・自立支援の取組強化

捜査活動や少年相談等を通じて、「JKビジネス」に関連して性犯罪等の被害に遭った児童を発見した場合には、迅速な保護を図るとともに、関係機関・団体や外部の専門家と連携しつつ、少年補導職員等によるカウンセリングの実施や環境調整等の継続的な支援を実施すること。

6 参考資料

別添1 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」（平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題に関する関係府省対策会議決定）

別添2 いわゆる「JKビジネス」について

担当 少年課少年企画係

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等 に関する今後の対策

平成29年5月19日

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定

近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題などが発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にある。

こうした問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であるため、政府を挙げて、その根絶に取り組む必要がある。

政府では、本年3月、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会の報告書「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要の問題について～」等を踏まえ、関係府省が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置した（平成29年3月21日関係府省申合せ）。

特に年度当初は、進学、就職等に伴い若者の生活環境が大きく変わる時期であり、こうした被害に遭うリスクが高まることも予想されることから、平成29年3月31日、対策会議において「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する緊急対策」を取りまとめ、本年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」（以下「集中月間」という。）と位置付け、政府一体となって必要な取組を緊急かつ集中的に実施することとしたところである。

集中月間における実施状況（別紙）も踏まえ、こうした問題の根絶に向け、今後も引き続き、以下のとおり、対策を講ずることとする。

1 更なる実態把握

- (1) 若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の在り方の検討のための調査研究の実施

アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等を含む若年層に対する性的な暴力の被害実態について、被害者支援を行っている民間団体の協力を得て調査を

行う。また、有識者の検討会を開催し、被害実態を踏まえ、被害者に対する効果的な相談・支援の在り方について検討を行う。(内閣府)〔平成 29 年度〕

(2) 「JKビジネス」の営業に関する実態調査及び分析の実施

「JKビジネス」については、警察の取締りを回避すべく次々とその形態を変えるなどしている状況がうかがえることから、的確に実態を把握し、迅速に対応するため、無店舗型の営業も含めたこの種の営業の実態調査を実施するとともに、調査結果の分析を通じて対策を立案する。(警察庁)〔平成 29 年 5 月～〕

(3) 被害状況等に関する個別具体的な実態把握等

関係府省が相互に連携し、集中月間中に国の各機関に寄せられた相談事案の分析を行うとともに、被害の態様や現行制度の運用状況及びその問題点等について整理する。また、必要に応じて、相談者の個人情報に配慮した上で、相談内容その他関連情報について、関係府省への提供及び共有を図る。(関係府省)〔平成 29 年 5 月～〕

2 取締り等の強化

(1) アダルトビデオ出演強要問題専門官の指定

都道府県警察ごとに、アダルトビデオ出演強要に対する各種法令を適用した取締りの推進、スカウトに対する検挙、指導・警告活動の推進、被害防止教育及び広報啓発活動、警察相談窓口の周知活動の推進及び警察相談受理担当者に対する研修等を統括するアダルトビデオ出演強要問題専門官を指定する。(警察庁)〔平成 29 年 5 月～〕

(2) 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定の支援

「JKビジネス」の存在が確認されている地方公共団体に対し、愛知県青少年保護育成条例(昭和 36 年愛知県条例第 13 号)や、平成 29 年 7 月 1 日に施行される東京都の特定異性接客営業等の規制に関する条例(平成 29 年東京都条例第 30 号)等、先行して改正・制定された当該営業の禁止等に関する条例の内容や効果等について、全国の都道府県警察の関係者が出席する会議等を通じて周知するなど、こうした取組が進むよう適切な支援を行う。(警察庁)〔平成 29 年 4 月～〕

(3) 「JKビジネス」稼働児童等に対する指導・助言等の推進

「JKビジネス」の存在が確認されている地域においては、同営業において稼働する児童等に対する街頭補導を積極的に実施し、「JKビジネス」の有害性・危険性について指導・助言を実施する。(警察庁)〔平成 29 年 4 月～〕

(4) 各種法令を適用した厳正かつ積極的な取締り等の推進

- ① 警察において、関係機関等とも連携し、関係機関等から警察に提供のあった情報も踏まえ、アダルトビデオ出演強要問題については、強姦罪、強要罪、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）等の、「JKビジネス」問題については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の各種法令を適用した厳正な取締りを推進する。（警察庁）〔平成 29 年 4 月～〕
- ② 検察当局においては、アダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等が、政府の重要課題であることを踏まえ、引き続き、関係法令を積極的に適用した厳正な対処を行う。（法務省）〔平成 29 年 4 月～〕
- ③ 集中月間中に把握したスカウトに関する情報及びスカウトに対して実施した指導・警告の結果等を踏まえ、主要な駅や繁華街等の路上等で行われるスカウト行為に対し、迷惑防止条例、軽犯罪法（昭和 23 年法律第 39 号）等の関係法令を適用した検挙、指導・警告活動を推進する。（警察庁）〔平成 29 年 5 月～〕
- ④ 「JKビジネス」の店舗に対し、関係法令に基づく積極的な立入調査を実施する。（警察庁）〔平成 29 年 4 月～〕

(5) 「JKビジネス」等に対する各国の法制度及び施策の調査研究の実施

児童を「JKビジネス」に従事させる場合、モデルやタレントとして雇用する場合、その他児童の性に着目した営業に従事させる場合等の法規制や、当該規制に違反し、児童が強制的に「JKビジネス」等に従事させられた場合における被害児童の保護及び支援に関する施策の概要について、G7を中心とした諸外国に対して調査を実施し、資料を入手するとともに、入手した資料をとりまとめ、今後の施策の参考とする。（警察庁）〔平成 29 年 5 月～〕

3 教育・啓発の強化

(1) 広報・啓発活動の強化

- ① 当分の間、毎年 4 月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」と位置付け、当該期間中、関係府省は相互に連携しつつ、政府一体となって必要な取組を集中的に実施する。（関係府省）〔平成 29 年 4 月～〕
- ② 青少年の非行・被害防止全国強調月間（毎年 7 月）、子供・若者育成支援強調月間（毎年 11 月）、女性に対する暴力をなくす運動（毎年 11 月 12 日～同月 25 日）等の関係する月間等の機会を活用し、引き続き、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の被害防止を図るための具体的な取組を実施する。

- ア 本年7月に実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、「子供の性被害の防止」を月間の最重点に設定する。また、本年の月間中の7月3日には、「子供の性被害の撲滅を目指して」をテーマとしたシンポジウムを開催し、「子供の性被害は許さない。」という国民意識の高揚を図る。(内閣府、警察庁、関係府省)
〔平成29年7月〕
- イ 本年11月に実施する「子供・若者育成支援強調月間」において、子供を犯罪や有害環境等から守るための取組を重点項目に位置付け、その中で子供の性被害防止を最重点に設定する。(内閣府、関係府省)〔平成29年11月〕
- ウ 毎年11月12日から25日の間に行われている「女性に対する暴力をなくす運動」において、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施し、暴力を容認しない社会風土の醸成を図る。(内閣府、関係府省)〔平成29年11月〕

(2) 新たな被害者を生まないための教育啓発の推進

- ① 学校における防犯教育を推進するため、都道府県教育委員会等が実施する教員等の研修を促進し、防犯教育の講師となる教員等の安全に関する指導力及び安全能力の向上を図る。(文部科学省)〔平成29年4月～〕
- ② 児童生徒等がインターネットの情報を正しく安全に利用できるよう、学校における情報モラル教育の充実を図るため、教材や啓発資料、指導資料等の作成・配布、教員等を対象としたセミナーの開催等の支援策を講じる。(文部科学省)〔平成29年4月～〕
- ③ 警察、教育委員会、学校等の関係機関や企業等が相互に連携し、学校や企業で行われるオリエンテーションや研修などの様々な機会を捉えて、被害防止教育を実施する。(警察庁、内閣府、文部科学省)〔平成29年4月～〕
- ④ 若年層に対する教育・啓発の機会を多く持つ教員等や、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員等を対象として、女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。(内閣府、文部科学省)〔平成29年4月～〕
- ⑤ 教員等が、児童、生徒の発達段階に応じて、性的な暴力の被害を含む性にかかわる問題について効果的に教育・指導を行えるよう、支援策を講じる。(文部科学省)〔平成29年4月～〕
- ⑥ 保護者が、性的な暴力の被害を含む性にかかわる問題について、一層の理解を深めるため、全国のPTAの関係者が出席する会議等を通じて周知・説明を行う。(内閣府、文部科学省)〔平成29年度～〕

- ⑦ インターネットの安全な利用方法に関する知識等の普及啓発を図るため、全国の PTA の関係者が出席する会議等においてフィルタリングの重要性等に関する啓発資料を配布するとともに、ネットリテラシー指導員の養成講座や、インターネット上のトラブルに対応する体制の構築等を行う。(文部科学省)〔平成 29 年 4 月～〕

(3) 業界関係者に対する法令等の周知

- ① アダルトビデオ出演強要問題について、出演者が労働者に該当する場合には、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)、労働者派遣法、労働基準法等の対象となり、例えば、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をすることが罰則をもって禁じられていること(労働者派遣法第 58 条)等について、業界関係者に対して、周知を行う。(厚生労働省)〔平成 29 年度〕
- ② 被害者が締結している契約が消費者契約に該当する場合は、消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)において、例えば、退去を妨害して勧誘を続ける等第 4 条に該当する不当な勧誘が行われた場合は、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることや、不当に高い違約金を定める等第 8 条から第 10 条に該当する不当な契約条項については無効であること等について、業界関係者に対して、周知を行う。(消費者庁)〔平成 29 年度〕

(4) 被害に遭っている人やその関係者に届く情報発信、広報啓発等

被害に遭っていながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらうとともに、被害者や関係者が、相談窓口や相談内容に対し取りうる対応策等の必要な情報を入手できるよう、内閣府ホームページの啓発サイトについて、内容を随時更新することにより、一層の充実を図る。(内閣府)〔平成 29 年 3 月～〕

(5) 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施

関係府省及びその関係団体等のホームページ、SNS、広報紙、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ等、各種広報媒体を活用し、効果的な広報活動を行う。また、各種地域活動やイベント等、あらゆる機会を活用して、各省庁における取組や被害防止の呼びかけ、相談窓口の周知等を行う。(関係府省)〔平成 29 年 3 月～〕

(6) 効果的な広報啓発の在り方の検討

様々な状況におかれた被害者に必要な情報が届くよう、効果的な広報・周知方策について検討する。(内閣府)〔平成 29 年度〕

4 相談体制の充実

(1) 相談窓口の整備及び積極的な周知

- ① 被害者等が、相談したい内容に応じ、適切に相談することができるよう、以下のとおり、関係機関における相談窓口の整備やその周知を図る。

ア 内閣府ホームページの啓発サイトにおいて、被害者や関係者が、相談窓口を始めとした関係機関とその連絡先、相談内容に対し取りうる対応策などの必要な情報を入手することができるよう、被害事例、被害防止対策、相談窓口などの情報を集約しているが、常に実態に即した内容となるよう、随時、更新を行うなど、充実を図る。また、啓発サイトのバナーを、関係府省及びその関係団体等のホームページ等に掲載するなど、更なる周知を図る。(内閣府、関係府省)
〔平成 29 年 4 月～〕

イ 全国に設置している警察相談専用電話「#9110」や、都道府県警察の本部、警察署、交番等の警察の各種相談窓口について、警察のホームページを始めとした様々な媒体を活用し、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題に係る相談を 24 時間受け付けていることや、プライバシーが守られていることについて、積極的に周知する。(警察庁)〔平成 29 年 4 月～〕

ウ 日本司法支援センター（法テラス）において、アダルトビデオ出演強要・「JKビジネス」問題等に係る犯罪被害者支援を実施していることについて、ホームページ等を活用して、引き続き周知を図る。また、本問題に関する問合せ等に適切に対応するため、法テラス内の体制整備や各種支援機関・団体との連携強化を推進する。(法務省)〔平成 29 年 4 月～〕

エ 法務省の人権擁護機関において、「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権 110 番」といった専用相談電話や、「子どもの人権 SOS ミニレター」、「インターネット人権相談受付窓口」等を含む各種人権相談窓口について、法務省ホームページや広報資料等を活用して、引き続き周知を図る。(法務省)〔平成 29 年 4 月～〕

オ 犯罪被害者等を含む児童・生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童・生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適正な配置を行う。(文部科学省)〔平成 29 年 4 月～〕

(2) 関係機関等の職員への研修等の充実・強化

- ① 関係機関の職員が、相互に連携し、被害者等に対し適切に対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、相談対応マニュアルを作成する。(内閣府)
〔平成 29～30 年度〕

- ② 婦人相談員相談・支援指針において、アダルトビデオ出演強要や「JKビジネス」による性的な暴力の被害者からの相談について、関係機関や民間支援団体と連携を図りながら適切に対応するよう明記し、婦人相談所等に対し周知を図る。また、全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会等において、性暴力被害者の支援を行っている民間支援団体の関係者を講師等に招き、相談・支援に関する研修等を実施する。(厚生労働省)〔平成 29 年度〕
 - ③ 児童相談所の児童福祉司等の研修において、研修の到達目標の中に、「子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる。」及び「児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる。」等のアダルトビデオ出演強要及び「JKビジネス」問題の背景にある家庭問題や、「JKビジネス」から発展する可能性のある諸問題について、理解を求める項目を盛り込み、児童相談所の職員の専門性の向上を図る。(厚生労働省)〔平成 29 年度〕
 - ④ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学の学生支援を担当する教職員向けの研修における、専門知識・カウンセリングなどのノウハウの習得や学生生活に係るリスクへの対応力の向上を通じて、各大学における相談体制を充実させる。(文部科学省)〔平成 29 年度〕
 - ⑤ 独立行政法人国民生活センターが実施する消費生活相談員向けの研修において、タレント・モデルスカウトに関する消費生活上のトラブルの事例を取り上げるとともに、講師が、アダルトビデオ出演強要に関する相談を想定し、相談内容に応じて警察、女性センター、法テラス等の専門機関の紹介を適切に行うよう講義を行う。(消費者庁)〔平成 29 年 5 月～〕
 - ⑥ アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題に適切に対応するため、警察庁の担当者が都道府県警察本部の担当者に対し、また、都道府県警察本部の担当者が各警察署の担当者に対し、問題の現状や犯罪捜査・被害相談受理時の対応における留意事項に係る研修等を実施する。(警察庁)〔平成 29 年 4 月～〕
 - ⑦ 養護教諭を含む教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。(文部科学省)〔平成 29 年度〕
- (3) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- ① 性犯罪・性的な暴力の被害者が安心して相談できる相談機関の 1 つとして行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全都道府県最

低1か所の設置を促進するとともに、同センターの安定的運営を図る。(内閣府)〔平成29年4月～〕

- ② ワンストップ支援センターの相談員及び地方公共団体の性犯罪被害者等支援担当職員を対象とする研修を実施し、支援体制の整備を促進する。(内閣府)〔平成29年4月～〕

(4) 相談・支援の在り方の検討

若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の実態把握と、今後の相談・支援の在り方について検討する。(内閣府)〔平成29年度〕(1-(1)再掲)

(5) 若年の被害女性に対する居場所の確保及びアプローチの仕組みに関する検討

若年の被害女性に対して、公的機関・施設と民間の支援団体が緊密に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するモデル事業の実施を検討する。(厚生労働省)〔平成29年度～〕

5 保護・自立支援の取組強化

(1) 「JKビジネス」稼働児童等に対する迅速な保護及び適切な支援

「JKビジネス」に関連して性犯罪等の被害に遭った児童に対しては、迅速な保護を図るとともに、専門的な知識や技能を有する警察職員等によるカウンセリングの実施や、家庭、学校、児童相談所、ボランティアやNPO等の民間団体等と連携した環境調整等による継続的な支援を実施する。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)〔平成29年4月～〕

(2) 若年層が感じる不安などを踏まえた適切な保護の推進等

① 若年女性に対する支援の実態把握

社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方についての検討を行うため、婦人相談所等における支援の内容等を中心として実態把握を行うとともに、特に若年女性に対する民間団体による支援の実態についても把握する。(厚生労働省)〔平成29年度～〕

- ② 保護・支援を受ける児童の立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する児童相談所の一時保護所に対し、第三者評価受審費の補助を行う。

(厚生労働省)〔平成29年度〕

- ③ 若年の被害女性に対して、公的機関・施設と民間の支援団体が緊密に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチ

を行う仕組みを構築するモデル事業の実施を検討する。(厚生労働省)〔平成 29 年度～〕(4-(5)再掲)

- ④ 心理的なケアや自立に向けた支援等の婦人保護施設等での中長期的な支援体制の在り方を検討する。(厚生労働省)〔平成 29 年度～〕

(3) 若年層やその家庭への支援

- ① 経済的困難から若年層が性的搾取等の被害につながる行為に及ぶことを防ぐため、以下のとおり、若年層やその家庭に対する支援等を行う。

ア 就労を希望する新規学卒者、フリーター等の若者に対し、ハローワーク等において就労支援を行うほか、地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者等の職業的自立に向けた専門的相談支援や、就職した者への定着・ステップアップ相談等を行う。(厚生労働省)〔平成 29 年度～〕

イ 生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づき、生活困窮世帯の子供やその保護者に対して、包括的な支援を行う自立相談支援事業や子どもの学習支援事業等による支援を行う。(厚生労働省)〔平成 29 年度～〕

ウ 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立について、「すくすくサポート・プロジェクト(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)」に基づき、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子どもの居場所づくり等の子育て・生活支援、学習支援、経済支援等の総合的な支援を行う。(厚生労働省)〔平成 29 年度～〕

(4) 相談・支援の在り方の検討

若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の実態把握と、今後の相談・支援の在り方について検討する。(内閣府)〔平成 29 年度〕(1-(1)再掲)

6 その他

(1) 被害の防止及び救済等のための新たな対応策の検討

アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等が深刻な性的な暴力で、重大な人権侵害であるとの考え方に立ち、関係者による自主的な取組の進捗状況や実態把握の状況も踏まえ、性的な暴力の被害につながる行為の規制、被害の回復、被害者の保護及び支援等について、有識者等の意見も参考に、法的対応を含め、必要な対応策を検討する。(内閣府、関係府省)〔平成 29 年 4 月～〕

(2) 消費者団体訴訟制度を活用した対応策の検討

被害者が締結している契約が消費者契約に該当し、事業者により不当な勧誘等がなされている場合には、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体がアダルトビデオ出演強要問題における不当な勧誘等に対して実効的に差止請求ができるよう、環境整備を図る。(消費者庁)〔平成 29 年 4 月～〕

(3) 情報提供等を通じた地方公共団体に対する支援の強化

地方公共団体に対し、被害の具体的な実態、関係法令に基づく取締り、関連する条例の制定、教育・啓発、相談窓口の整備や関係機関の職員への研修等に関する国の取組や地方公共団体等の先行事例等について情報提供を行うなどにより、各地方公共団体における取組の推進を働きかける。(関係府省)〔平成 29 年 5 月～〕

(4) フォローアップの実施

対策会議で、本対策の進捗状況について、フォローアップを行う。(関係府省)〔平成 29 年 5 月～〕

別添 2

いわゆる「JKビジネス」について

近年、大都市を中心に、若年層の女性が、いわゆる「JKビジネス」で働き、性的な暴力等（強制わいせつ、児童買春、反倫理的性交、つきまとい等）の被害に遭う問題が発生している。

1 いわゆる「JKビジネス」とは

JKとは女子高校生の意味で、女子高校生など、児童の性を売り物とする営業のこと。

健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在している。大都市を中心に、「散歩」等多様な形態で出現している。

2 営業形態例

(1) 以下の全ての要件を満たす営業

- ・ 次の1から6までに掲げる営業であるもの
- ・ 児童が客に接する業務に従事していることを明示し、若しくは連想させるものとして、下記※記載の文字、数字、その他の記号、映像、写真若しくは絵を営業所の名称若しくは広告若しくは宣伝に用いているもの、又は児童が客に接する業務に従事していることを明示し、若しくは連想させるものとして、学校において着用する生徒制服又は体操着を客に接する業務に従事する者が着用するもの

※ JK、15歳、16歳、17歳、18歳、高1、高2、高3、高校1年生、高校2年生、高校3年生、こども、インターハイ、ジャージ、スクール、スクール水着、スク水、セーラー服、ティーン、テスト、ブルマ、ブレザー、ランドセル、乙女、女の子、開校、課外、学院、学園、学生、学生服、学年、学校、家庭科、教育実習生、教師、教室、現役、高校、高校生、校則、公立、黒板、在校生、児童、授業、授業料、出席表、出席簿、少女、女子校生、女子高生、私立、新学期、新入生、生徒、制服、先生、全日制、卒業、体育祭、体操着、体操服、担任、中学生、通学路、転校生、同級生、登校、当校、特待生、日直、入学、部員、部活、部活動、放課後、娘、優等生 等
児童を類推させる文言

- ・ 児童に関する性的好奇心をそそるおそれがあるもの

(2) 次の7及び8に掲げる営業

	形 態	概 要
1	リフレ	ここでいう「リフレ」とは、従業員をして専ら客の身体のマッサージや添い寝、ハンドマッサージ、肩もみ、体を洗う等のサービスや体を触らせるサービスを提供する形態の営業をいう。

2	散歩	ここでいう「散歩」とは、従業員をして専ら客にデート等のサービスを提供する形態の営業をいう。
3	見学	ここでいう「見学」とは、直接又はマジックミラー越しに従業員の姿態を見せるサービスを提供する形態の営業をいう。 また、「作業所」と言われる従業員が折り紙やアクセサリー作り等の作業をしている姿態を見せるサービスを提供する形態の営業も含む。
4	撮影	ここでいう「撮影」とは、個室又は屋外において、主に従業員の姿態を撮影させるサービスを提供する形態の営業をいう。
5	コミュニケーション	ここでいう「コミュニケーション」とは、従業員をして会話等のサービスを提供する形態の営業をいう。 なお、サービスの例としては、会話、占い、カウンセリング、ゲーム等又はこれらを複合したサービス（添い寝、腕枕、ハグ、全身マッサージ等の客に接触し、又は接触させるサービスを除く。）が該当する。
6	喫茶	ここでいう「喫茶」とは、設備を設けて客に飲食をさせる営業で、カウンター席やテーブル席を設置した店内において、飲食物（酒類も含む。）等を提供する形態の営業をいう。
7	ガールズ居酒屋	ここでいう「ガールズ居酒屋」とは、設備を設けて客に飲食させる営業で従業員に水着、下着、学校で着用する生徒制服又は体操着を着用させ、パフォーマンスつきでメニュー注文を受けさせたり、酒肴を運んだ際に客の面前でダンスをさせる等のサービスを提供する形態の営業をいう。
8	ガールズバー	ここでいう「ガールズバー」とは、設備を設けて客に飲食させる営業で、カウンター席が設置され、従業員に水着、下着、学校において着用する生徒制服又は体操着を着用させ、カウンター越しに接客して酒類等を提供するショットバー形態の営業をいう。

(留意点)

- ・ 映像、写真若しくは絵とは、学校において着用する生徒制服若しくは体操着又はこれらを着用する人の姿態を表すものをいう。
- ・ 店舗型は、営業所や待機室を設けて役務を提供する形態及び従業員を客先に派遣する形態の営業をいう。
- ・ 無店舗型は、役務を提供する営業所を設けなくて、従業員を客先に派遣して行う形態の営業をいう。

3 JKビジネスの危険性

- (1) 児童が危険性を十分認識しないまま、接近する。
- (2) 重大な性被害等につながる。
- (3) 性に関する判断力の低下、金銭感覚の欠如を招く。
- (4) 個人情報流出やトラブルの原因となる。